

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十一号

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（平成十九年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。
別表事務局の項の次に次のように加える。

選挙管理委員会事務局	事務局長
監査事務局	事務局長

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。